

更新要件として認められる研修プログラムについて

- ◆ **4年間で、10時間の研修プログラムを受講する。**
- ◆ そのうち少なくとも**1回は日本健康運動看護学会学術集会に参加する。**
(学術集会参加は、研修プログラム2時間分として付与する)
- ◆ 研修プログラムは以下の通りとする。

A. 学会主催および共催の研修プログラム

学会主催・共催の更新講座、関西地区勉強会、関東地区勉強会

- 受講した場合には、**受講証明書等を各自保管すること**
- 認定時間数は、ホームページ上に掲載するので、各自確認すること

B. 学会公認の研修プログラム

宮崎県スポーツ学会、宮崎リハビリテーション研究会

- 受講した場合には、**受講証明書等を各自保管すること**
- 認定時間数は、いずれも1時間とする

C. その他関連学会、研修会、講座等

本学会の主催・共催・公認ではない、健康運動に関する研修会や講座

- 更新講習としての認定については、ホームページ上の **認定の更新 > 5. 更新講習会** を確認すること
- 受講した場合には、**受講証明書等を各自保管すること**
- 認定された場合、認定時間数は1時間とする

D. 学会発表、論文掲載

日本健康運動看護学会学術集会での発表、日本健康運動看護学会誌への論文掲載

- 日本健康運動看護学会学術集会での学会発表（**筆頭発表者のみ**）は、研修プログラム1時間を付与
- 日本健康運動看護学会誌での論文掲載（**筆頭筆者のみ**）は、研修プログラム2時間を付与
- 発表した学術集会の抄録、掲載された論文のコピーを各自保管すること